

次に、前原誠司君。

前原委員

きょうは、まず朝銀につきまして質問をいたします。チョウギンといいましても、長い方ではなくて、朝の方のチョウギンでございます。

防衛庁長官と外務大臣、そして国家公安委員長、これは治安、安全保障の問題でもありますのでいつ御質問をするかわかりませんので、ぜひ注意深くお聞きをいただきたいと思っております。

まず、この朝銀というのが信用組合として幾つかございました。幾つかございましたと申し上げたのは、最盛期で三十八の朝銀がありました。そして、今は一体幾つになっているかといいますと、経営をしているだけでいいですと、三つになっているんですね。合併と破綻を繰り返しまして、最終的に今、北東、中部、西、三つになっております。それで、四つの信組が今申請をされている状況であります。

私は、まず、この問題についてのポイントとしてどういうことをお伺いするかといいますと、一般の金融機関である信組とこの朝銀についてはかなり内容的な違いがあって、公的資金の投入について同列に論じることはまかりならぬ、そういう観点から質問させていただきたいと思っております。

まず、破綻をした金融機関に対して今まで幾らの公的資金が投入されたかといいますと、十の破綻金融機関に対して金銭贈与が五千二百八十六億円、そしてRCCに買い取らせた資産買い取り額が九百四十五億円、そして、合計で現在まで六千二百三十一億円の公的資金が朝銀に投入をされております。

それで、今、破綻金融機関で救済金融機関として見込みとしてあるのが、その六つの破綻金融機関の平成十三年度三月期における債務超過額が四千三百四十七億円、こういうことでございます。

そこでまずお聞きをしたいのは、三十八あって、合併、破綻を繰り返し三つになっているわけですね。だれが考えても、この三つ、大丈夫かというのは考えることなわけですが、今申し上げた北東、中部、西、二〇〇〇年の四月以降は金融庁の検査、監督になっていると思っておりますが、この三つの金融機関の検査状況について、あるいは金融機関としての経営状況について質問したいと思っております。

柳澤国務大臣

今先生御指摘いただきましたとおり、北の方が朝銀北東、それから西の方が朝銀西、それから中部が朝銀中部ということで、この三行が受け皿ともなりまして自主的な営業を行っているということでございます。

これらにつきましては、それぞれ受け皿銀行になる前に私も検査を終了しておりまして、それに基づいて、受け皿として営業の譲渡を受けるに当たっての適格性もありというふうに判断をいたしまして、この九行の受け皿になっていただいたということでありまして、いずれも健全な金融機関として経営がなされている、このように認識しております。

前原委員

この三行は健全だということでありましてけれども、破綻をしたこの朝銀の典型的な融資の例をちょっと、三つばかり物件を用いてお話をしたいと思っております。

まず、大阪府の高槻市で六百坪ぐらいの土地で、大体典型例というのは、初めは朝銀系が融資していないのです。例えばこの土地は、住銀リースがまず初めにお金を貸して、そして神戸商銀、これは合わせて七十四億円。そしてその後朝銀大阪が、一体それに加えて幾らの融資をしたかといいますと、百十二億円の融資をしています。

それから、謄本もございましてけれども、東京都の文京区に朝鮮出版会館ビルというのがあります。まず、ここも、拓銀が三回にわたって十億ずつ融資をして、その次、住銀リースが十五億融資をして四十五億円融資をする。そしてその後、ここからがおもしろい話なんです、東京の文京区にある朝鮮出版会館ビルに、まず朝銀大阪が三十億円、そして次に朝銀東京が十七億三千万円、それから朝銀神奈川が十億円ということで、合計五十七億三千万円の融資をしている、こういうことなんです。合わせて百二億三千万円の融資をしているということです。

それで、これはRCCに送られて競売にかかりました。一体幾らだと思われませんか。全部で百二億三千万円の貸し付けをしたこの物件、競売価格四億七千八百八十万円、これだけの価格になっているわけです。

もう一つ申し上げます。東京都台東区にあります朝日輸出入商社ビル、これも、まず拓銀が四回にわたって小口でお金を貸して、合計十九億円。それから、次からまたあらゆるところの朝銀が出てきます。朝銀愛知十五億円、それから朝銀東京が今度は四回に分けてお金を貸してありまして、その合計金額が三十億円、そして朝銀大阪が十億円で、また五十五億円。拓銀と朝銀この三つを合わせて七十四億円であります。それで、幾らで競売に付されたかということでありまして、二億円です。

これは典型的な融資の例なんです。つまりは、一般の金融機関がまずお金を貸して行って、そして、一般の金融機関がお金を貸さなくなったら、今度は朝銀が至るところでお金を貸していくわけですね。こういう形でどんどん焦げつかせているわけです。これは、後から申し上げますが、普通の融資じゃないんです。つまりは、ここで問題になってくるのは、そのお金が一体どこに流れたかということなんです。

まず、私が問題だと思うのは、先ほど申し上げましたように、十の朝銀に対して合わせて六千二百三十一億円の公的資金投入がされたわけです。しかし、問題なのは、確かに、この十の朝銀の破綻時はすべて都道府県が監督をしていたことでもあります。だから、今、直接国には問題はないといっても、しかし、破綻をした金融機関に対して、どういふものだったかということを検査しないで金を入れるとは何事かという話なんです。その問題点を確認せずに公的資金投入を行ったことに対して、私は非常に大きな問題点を感じるわけです。

まず、そのポイントを、つまりは、どういう融資の焦げつきがあって、そして、なぜこれだけのお金が、預金額に対してこの破綻金額ってむちゃくちゃ大きいはずなんです、普通の一般の金融機関に対して、そこをちゃんと把握した上で、あるいはそのお金の流れを把握した上で、公的資金を投入されたんですか。伺います。

柳澤国務大臣

これは、細かいところまで言うところまで時間が長くなりますから、大宗のところでも申します。

私は、一昨年十二月に、当時、森改造内閣でしたけれども、入閣しました。一週間ぐらいの間に、私は、この破綻した朝銀に金融整理管財人を派遣しました。そういう決定をしたんです、それよりもはるかに前に破綻をしておったんですけれども。これは通常は、破綻金融機関と受け皿金融機関が名乗り出ますと、受け皿金融機関というのは通常は破綻金融機関と利益相反の関係になる。つまり、自分を変なものを抱きかかえちゃ困りますから、徹底的にデューデリジェンスをかけます、受け皿機関は。ところが、このような金融機関の場合には、果たしてそういうことが期待できるかという、同じ朝銀の系統ですから必ずしも期待できない。そこで、時間がちょっとたったんですけれども、私は、この破綻した朝銀、それぞれの朝銀の経理内容を明らかにする、責任の所在を明らかにするというこのために、改めて金融整理管財人を送ったのです。

そういうことで、金融整理管財人がそれぞれの破綻金融機関の経営者になりまして、自分たちの資産をしっかりと査定した上で受け皿金融機関に譲り渡した、あるいはRCCに買い取っていただいた、こういうようなプロセスをとっているわけですから、このところは、私どもは、通常、受け皿金融機関があらわれると、それはあえて金融整理管財人等は派遣しないで処理することがあるんですが、この場合だけはそういう異例の措置をとって公正を期した、こういうことでございまして、御理解を賜りたいと思います。

前原委員

私の聞きたいことは話が分れているんです。

確かに、二〇〇〇年四月から金融庁の監督になりまして、五月に管財人を送られて、検査も行われているということについては、おっしゃるとおりだと思います。これは、いろいろな事案に対する冒頭陳述を読んでいまして、そういう事実が出てまいります。

また、これも金融庁から事前に御説明いただいたんですが、民事責任の追及も刑事責任の追及もやっている、こういうことなんですけれども、要は、事の本質ではなくて、かなり上辺の事例で民事責任追及や刑事責任追及をしているわけです。

どういうことかといいますと、これは今係争中の案件でもありますけれども、幾つかのこの問題についての検察から出された冒頭陳述に、これはまた、被告人がそれについては異議ありませんと認めているもののみを抜粋します。否認しているものは抜粋しません。認めているものだけ抜粋をすると、つまりは、それだけの追加融資、追加融資がどこに行ったかということになると、答えは総連なんです、朝鮮総連。朝鮮総連に金が行っているわけです。それについての話は、一切、この民事責任追及、刑事責任追及ではないんですよ。つまりは、個人の背任、業務上横領とか、そういうものに責任をおろしているわけです。

例えば、これは東京の朝銀信用組合の事案に対しての問題でありますけれども、総連から依頼があったという、その部分だけちょっと抜粋して読ませていただきます。

朝銀東京は、かねてから朝鮮総連幹部の依頼に応じ、債務者名義を康永官など多数の借名及び架空人として事実上無担保で、朝鮮総連側への貸出を実行していたところ、とりわけバブル崩壊後は、上記貸出金の大半につき利払すら受けられない状態となっていたことから、これを隠蔽するため、朝鮮総連側への貸出を実行し、その金員を原資として既存貸出金の元金返済や利払に充当するなどの方策を採っていた。そのため、上記貸出金は増加の一途をたどっていた。

これを見ても、つまりは、朝鮮総連にお金が出ていたということが冒頭陳述で示されて、それについて認めているわけです、この捕まった人たちは、名前はいませんが、認めているわけです。つまりは、朝鮮総連の送金のために追加融資などが行われてきたということなんです。幾つか例はありますが、時間がありませんので。

では、どういう手口で。先ほど申し上げた、一般の貸し出しはまずは普通の金融機関がやって、その後、追加融資、追加融資で朝銀系がやってきたと。そして、そのものについてどういうやり方があったかということなんですけれども、今回、何人かの元総連の幹部の方々にお話を伺いましたけれども、要は、担保なんて関係ない、希望融資より多目に貸し付けて、浮いた金を献金させ、共和国に送金したりしていた、こういうふうなことを言っている人もいます。

それから、争われた事案の中での事実ある問題は、架空口座への架空融資、自己貸し付けというのですか、それを行って裏金を捻出していた。そして借名口座、これはおもしろいと言ったらおかしな話かもしれませんが、自分の知らないままにお金を借りられているわけです。そして、朝銀が破綻をして、今、RCCから取り立てが行って、自分がお金を借りていたということが初めてわかる人たちがいっぱい出てきているんです、借名口座で名前が使われているから。そういう話が出てきている。あとは、先ほど言った追加融資。それから、勝手に預金が引き出される。

これは、普通の金融機関じゃありませんよ。一番初めに申し上げたのは、要は、公的資金投入をした、しかし、法律に基づいてやられたのかもしれませんが、今申し上げたようないろいろな犯罪行為に基づいて、どこに金が流れたのか、そういった実態を把握しないまま公的資金投入するというのはけしからぬ話じゃないですか。総連へのお金の流れがあったかどうかというのは、政府として認められるかどうか。どなたでも結構です。答弁してください。

柳澤国務大臣

これは、一々、事案を私、今ここでわかりに指摘するだけの準備がありませんけれども、当然、貸し付けのものについてもそうした事案が発覚しているということは承知をいたしておりまして、そのこと自体がどうこうというのは、もっと具体のケースでないと何とも言いかねるわけなんですけれども、当然、民事、刑事の責任が不適当なことをやっている場合には追及されるということで、そういう活動が目下行われているというふうに認識をいたしております。

前原委員

ごめんなさい。要は、総連にお金が行っていた、こういう融資を通じて、あるいはいろいろな借名口座、追加融資、架空融資、そういうもので金が総連に行っていたということをお認めになるということですね。（柳澤国务大臣「そういう事例があった」と呼ぶ）そういう事例があったということは、金が行っているということをお認めになるということですね。

つまりは、おっしゃるように、総連にお金が行っていたわけです。しかし、じゃ、いろいろな事案が今係争中でありますけれども、先ほど申し上げたように、個人の犯罪として扱われようとしている。これは、私は事実の誤認だと思えますね。あるいは事実を逆に隠ぺいする話になってしまうかもしれない。

ここから総理にお答えをいただく場面がふえてくると思いますので、総理に向かってお話をしますが、今回、先ほど申し上げましたように、何人かの朝鮮総連の元幹部の方々にお話を伺いました。名前を出しちやいかぬという方がほとんどでありますけれども、お一人は、全然構わない、国会で、予算委員会で名前を言ってもらうのは結構だ、こういう話もありました。

その方は、韓光熙さんといひまして、朝鮮総連の元財政副局長の立場にあった人で、後から安全保障の話もいたしますけれども、実際上の、朝鮮総連の資産を預かっている関東興業という会社の専務取締役をやった人、そして、いわゆる朝鮮労働党の裏組織とつながっていたということをお本人もおっしゃっていた方です。もちろん、その方がおっしゃったのですべて事実、前提としてお話をするつもりではありません。ただ、複数の方々のお話を聞く中で、共通していることがたくさんありました。

まずは、各信組というのは出先機関だ。そして、朝信協というものがまとめているわけでありますけれども、これは在日本朝鮮信用組合協会というところがまとめているわけでありますけれども、これも事務局にすぎない。つまりは、元締めは朝鮮総連、人事権もすべて朝鮮総連が持っているというのが皆さんの意見です。

これは、独立したいいわゆる金融機関になっていますけれども、全部朝鮮総連の支店扱いになっていたということなんです。これはきょうは問いませんけれども、これは厳密に言うと中小企業等協同組合法違反にかかわる可能性があるんですね。きょうはこれについては言いません。きょうは、問題の本質ではありませんので。

つまりは、今申し上げたように、朝鮮総連が元締めで、朝信協は事務局で、そして各信組というものが出先機関であった、そして主要な金策、政界工作は許宗萬責任副議長が行っていた、これは複数の方々すべての共通したお答えでありました。

つまりは、今回逮捕された康永官という財政局長さんがいるんですけれども、この人は、いわゆる許宗萬責任副議長の指示に従ってやっていたわけであって、使い走りであった、こういう話であります。そして、朝銀は総連の金庫でしかなかったというのが皆さん方の御意見でありました。

それで、こういうことを今申し上げたわけでありますが、先ほど柳澤大臣が、朝鮮総連へ金が渡っていたことについては政府としてお認めになるということでありました。個人なのか組織ぐるみなのか、次の問題はここなんです。ね、ここ。

いろいろ事情聴取を受けている人がいるにもかかわらず、朝鮮総連の本丸にはまだ行っていません。先ほど申し上げた許宗萬責任副議長のところには行っていません。この総連へのお金が、個人の罪状であるような業務上横領なのか組織ぐるみのもなのか、そこをはっきりしないことには、先ほど、一番初めの話に戻りますけれども、公的資金導入の国民的な理解は得られませんよ。

そこについての認識と、その点をただす意思が政府としてあるかどうか、その点、総理、お答えください。

小泉内閣総理大臣

よく調査すべき問題だと思っております。

前原委員

ぜひこれは、今公の場で発言をされたので、組織ぐるみのものかどうかというものをしっかり調査していただきたいというふうに思います。

その上で、参考までに申し上げます。複数の方からお話を伺った中で、朝鮮総連に対するお金というものは、先ほど申し上げたように、主要なものはすべてが許宗萬責任副議長からの指令であった。しかし、その指令というものは本国から出されたものである。そして本国に送金が、そのお金がなされていた。これもすべての方々の意見開陳なんです。ね。

まちまちだったのは、朝鮮総連が今持っている資産額、これは伺った人によってまちまちでした。あるいは送金額についてもまちまちでした。

ただ、共通している一つの大きなポイントは、大部分が船によって運んだ、北朝鮮に、そういう証言をされております。

韓光熙さんも、自分も運んだとおっしゃっているんですよ、自分が運んだと。一九八九年に第十三回世界青年祭というのがあって、自分はそのときに二億円と五十万ドルを自分自身が持っていった、こういうことをおっしゃっています。あるいはほかの例としてよくあるのは、万景峰号というのが行き来をしているわけでありますけれども、その百五十人、二百人ぐらいに百万ぐらいずつ渡して、そして持たせる。こうすると、一億五千万とか二億円がそれで送れる仕組みになるわけですね。そして、税関に対する工作というものもしっかり行っていたということが言われていました。

先ほど総理がおっしゃった、組織ぐるみの問題なのかそれとも個人の犯罪なのか、よく調べてみるということでありましたけれども、その調べる内容に今申し上げたような具体的な証言もあるわけですが、本国送金の。その問題もしっかりとその中に含めて調べていただけたらということをお答えいただきたいと思います。

小泉内閣総理大臣

いろいろな疑惑に対しては、よく調査する必要があると思います。

前原委員

本国送金についても含めてお調べいただき、そういう理解でよろしいですね、総理。はい。それでは、ぜひ調べていただきたいと思います。

私がここでこういうことを申し上げたのは、この間、プッシュ大統領が来られました。それで、悪の枢軸ということで三つの国を挙げられました。その中で北朝鮮が入っているんですね、北朝鮮が。話を聞いておきますと、この国会で、テロ支援のための資金撲滅のための法案を政府として出される、こういう話でありますね。ここの問題をおろそかにして法律だけつくっても全く無意味なんです。だから、この問題をしっかり調べることが、実は今テロに対して、九月十一日以後、特に世界全体で取り組んでいこうという問題の核心なんですね。ここの点についておろそかにしたままやったらだめだということでもあります。

先ほど、この本国送金についても含めて調査をいただくということでしたが、話をもとに戻します。

こういういろいろな疑惑がある中で、今までお金が投入されたのが六千二百三十一億円。これは、国民が理解できると思いますか。明らかにしないで公的資金投入したんでしょう。これは私は、金融庁長官あるいは金融担当大臣の責任問題というのは大きいと思いますよ、これを看過したまま単にこの金を入れたというのは、この責任問題についてどう思われますか。これは国民は絶対許さないとですよ。

柳澤国務大臣

これは、それぞれが金融整理管財人が派遣されておりまして、それで金融整理管財人が、第一次的には民事、刑事の責任追及の義務を負っているわけです。そういう方々がきちっと事態の調査をして、それで告発すべきは告発する、あるいは告訴すべきは告訴する、こういうことになっておるわけでもあります。

したがって、今前原委員のお話を聞いておきますと、あの違反は一体何なんだろうかと。外国為替管理法の違反なのか、あるいは刑事犯としての横領、背任、こういう犯罪をやはりきちっと認識をして、今言ったように告訴、告発の司法手続に入っていくということだろうと思います。

それから、先ほど個の問題に分解してしまうのはいかがかというのは、なるほど一つの視点だと思えますけれども、我々が与えられた法律というのは、やはり刑事責任、民事責任というのはかなりの程度個に分解されて責任を追及されるという仕組みになっているのは、これはもうそういうものだろうと思います。

したがって、これが国際的な、例えば外国為替管理法にしても、私は基本的には、その持っていった人が、さあ外国為替管理法に照らして一体どういう違反行為を行っているかと、こういうように換言されざるを得ないというように思います。そういう手続を了した上で、我々としては預金保険法の規定に基づいてなすべきことをなす、こういうことに法律の執行者としてはならざるを得ないというように考えております。

前原委員

大臣、基本的な問題は、今おっしゃったのは、検査が甘い、そして状況把握ができていない、その上で法律を単に使ったという話なんですよ、今の話は。

つまりは、実態調査は全然できていない。さっき池田議員の質問にかなり気色ばんでお答えになっていましたけれども、ほかの金融機関に対しても本当にちゃんと検査をやっているんですか。つまりは、個々の金融機関に対する検査が事朝銀の問題に対しても全然ざらだったということじゃないですか。

つまりは、先ほど総理がお答えになったように、総連への送金もある、それはお答えになりましたね。本国送金の問題もある、そしてそれが具体的にどう行われてきたかということも調べるといふふうにおっしゃった。まだ調べることがある中で、全体像がわかっていない中で資金を入れるというのは何事ですか。その責任の問題を言っているわけですよ、私は。

これは総理大臣、今のお話を聞いていただいて、この公的資金導入、国民は納得しますか。

柳澤国務大臣

これは、私どもとしては、金融機関と貸出先の関係、この関係については調査できますよ。その先がどうなっているかということまでは、私どもは調査の権限もないんです。要するに、そういう実定法のもとにおいて行政というのは運営をされているんです。

前原委員

総理、お答えください。

要は、自分の庭しか掃除しないと。そして、自分の庭は掃除して、きれいになった部分については、あとはどうでもいいと。しかし、全体の、これは国民の税金を入れて、そして公的資金導入でこれを穴埋めしたわけでしょう。国民の税金を入れたにもかかわらず、自分たちの仕事をしたからそれで済むんだという話じゃないでしょう。

そうしたら、総理大臣、こういう大臣を任命して、そして、ほかのことについてどこかで行政の責任があるはずですよ、そこには、それをほったらかして国民の理解の得られないような税金投入を認めているということは、任命権者、あなたの責任になるんじゃないですか、総理。答えてください、そのことについて。国民の理解を得られるかどうかということについて答えてください。

小泉内閣総理大臣

いろいろ疑念を抱かせるような過去の事情があったということは、今のお話でわかります。

今後、よく調査して、実情を調べてみたいと思います。

前原委員

この公的資金導入が国民の理解を得られますかどうかということを知っているんですよ。その辺について教えてください。違う違う、総理に聞いているんだから。いやいや、冗談じゃない。総理に聞いているんだから。

津島委員長

柳澤金融担当大臣。（前原委員「いや、もういいよ、委員長は」と呼ぶ）

柳澤国務大臣

要するに私は……（前原委員「いや、あなたはもう自分のところしかきれいにしないと行ったんだから、もういいんだよ、あなたは」と呼ぶ）いや、それは……

津島委員長

答弁を求めました。

柳澤国務大臣

これは前原委員もよくお考えいただきたいと思いますよ。私どもは金融の担当者なんですね。したがって、私どもが命じられている法律というのは、何よりも預金者の保護なんですね。そういうようなことで預金保険法ができ上がっていて、それを執行しているということです。

それで、民事、刑事の責任については、その金融機関と貸出先の間の問題を論ずる、まあ傍証としてはその先も考慮の中に入りますけれども、その先、その先というところまでは追及の権限はなしで、恐らくこれは、外為法違反とかというようなことで、刑事犯そのもの問題として、国家公安委員会とか警察の問題になっていくんだろう、私はそのように思います。

前原委員

だったら内閣全体の責任だという話なんですよ、それは。質問に答えてください、総理。国民の理解を得られるかどうか、イエスかノーかだけでいいんです。一言で答えてください。

小泉内閣総理大臣

いろいろ御意見もありますので、よく調査してから判断したいと思います。

前原委員

調査してから判断しますと、もう金は入れているんですよ。金は入れて、戻ってこないんですよ。おかしいじゃないですか。入れたお金を調査してから判断しますと、いいか悪いかわかっていないのに、調査してから判断すると、お金は入っているじゃないですか、これだけ。おかしいじゃないですか、そんな答弁。総理として無責任ですよ。もう一度答弁し直してください、今の。

小泉内閣総理大臣

そういう点も含めてよく調査させていただきたい、こう思います。

前原委員

では、もう一つ質問しましょう。

先ほど申し上げたように、六つの破綻朝銀に対してまだ未処理なんですよ。これについて、ペイオフが間近ですよ。どうするんですか、この問題。今おっしゃいましたよね、よく調査して判断するというふうにおっしゃいましたよね。

まず金融担当大臣、あなた長いから。これ、もし公的資金導入するとなると、金銭贈与と資産買い取り額、幾らずつになりますか、入れるとなると。そのことだけで結構です。

柳澤国務大臣

これは、譲渡先が決まりますと適格性の認定をします。その後、ではそこに金銭贈与が幾ら必要かというような意味の必要性の認定というものをします。そういうことを経ないと明確なお答えはできかねる、こういうことです。

前原委員

先ほど申し上げたように、平成十三年度三月期で債務超過額が四千三百四十七億円あるわけです。これを上回るのは必至ですよ。今おっしゃったようなところで、お金を入れるという話になるわけじゃないですよ、これは国民の理解からすれば。

この点、総理、しっかりと国会で調査をして、そして判断の結果どうするかということを知ってからこれについて処理をするということをおっしゃってください。

小泉内閣総理大臣

よく今の御指摘の意見を踏まえながら対処したいと思います。

前原委員

委員長にお願いいたします。

調査の結果を予算委員会に資料として提出をいただきたいと思います。

津島委員長

理事会で相談して対応いたします。

前原委員

先ほど申し上げましたこの新たな公的資金投入問題というのは、これはもろ刃の剣だと私は実は思っています。これは、被害者は、大きく言えば二グループあるわけです。つまりは、真相が明らかにされないまま公的資金導入をされる国民、税金が使われる国民と、あとはこの朝銀というものをつくられた方々、在日の方々の、これは預金なんです。それがなくなっているわけです。言ってみれば、勝手に流用されたりしているわけです。もう一つの大きな被害者は在日の方々なんです、北の方々。

ここは、私も、質問をする上で非常に悩んだことであります。公的資金投入をしなかったら、例えば、まだまだ人権というか人種的な差別がある中で、お金をうまく貸してくれないところもあるという話を聞きました。だから自分たちで民族系の金融機関をつくったんだと。そういう金融機関が機能しなかったときに、自分たちは仕事をやっていけないという人たちもたくさんおられますよ。となると、どうするかという話ですよ。

私は、幾つか提案をしたいと思えます。

先ほど、総理が実態調査ということをおっしゃいました。私は、これも一つの大きな前提だと思います。つまりは、組織ぐるみなのかどうか、そして本国送金があったのかどうか、その点について、きっちり調べてもらって、予算委員会に提出をしてもらいたい。

それと同時に、新たな信組が、先ほど申し上げたように、本店は朝鮮総連なんです。朝信協というのは、これは出先機関。そして、いわゆる金庫と言われている信組があって、そこにいわゆる人事権も何も無い、上から言われたら金を出さなきゃいけないということで、こういう融資も今までやってきているわけです。

つまりは、これからもし、先ほど幾つと申し上げたか、あと四つあるんですよ。信組が、救済金融機関の見込みのものが四つあるんです。これについて、明確に朝鮮総連との関係がない形で新たな金融機関が出発できるような担保がないと、私はこれを認可するわけにはいかないと思えますが、総理、いかがですか。

柳澤国務大臣

これら四信組からは、今、設立認可の予備審査の申請が来ておりまして、検討中でございますけれども、当然、私も、認可をする場合には、そうした何らかの組織的なものとその関係が断絶されて、確実な独立性というものが担保されなければならない、このように考えています。

前原委員

先ほどの検査の話からしても、言葉だけでは全く信用できませんので、そのガイドラインというかフォーマットみたいなものをつくらないと、実際問題困っておられるのは、さっきも申し上げたように、在日の方々なんです。そこをしっかりとつって、国民にも在日の方々にも、こういった金融機関については朝鮮総連とは関係ないという形がわかるようなガイドラインをつくるべきだと思いますけれども、お約束いただけますか。

柳澤国務大臣

ちょっとガイドラインということの意味がよくわかりませんが、いずれにせよ、我々は金融業の認可をするわけですから、それについては、どこかの言うがままになるなどというような経営判断が行われるおそれがないように、これは確保していかなきゃならない。これは、一般の金融機関の認可におきまして、当然そういうことは確保されなければならない、こういうことになっております。

ただ、あえてまたさらにその上に念には念を入れてということであれば、これについては何らかの措置ができるかどうか検討しなければならぬ、このように考えます。

前原委員

先ほど申し上げました組織ぐるみかどうかという問題、本国送金の問題、調査をしていただくというお約束をいただきましたし、今お話のあったように、総連との関係を完全に絶った形で、独立した金融機関としてということの担保を、おっしゃったようお願いをしたいと思います。

さらに、ちょっとこの問題と関連をするんですが、私は元総連幹部の複数の方からお話を聞いて、非常に怖いお話を伺いました。

つまり、どういうことかということ、日本のバブルの破綻によって、あるいは朝銀の破綻、あるいはこういう国会の場でも取り上げられるような問題になっているということの中で、資金が送られていないということがあります。

それで、学習組というのがあって、これは表の裏の組織だという言い方をされておりました。どういうことかということ、朝鮮総連の裏組織だけれども、これはまだ表で、裏の裏の組織があると。つまり、これは、朝鮮労働党と直接に結びついている組織があって、不審船の問題とか、そして国内での工作活動というものについてはそういったところが中核を担っているという話を、これも複数の方々から聞きました。

裏の裏の組織である朝鮮労働党統一戦線部の工作組織が日本にあるということ、国家公安委員長、お認めになりますか。

村井国務大臣

大変微妙なお話でございますけれども、いろいろな形で、いわゆる朝鮮労働党のいろいろな形での国内での動きというもの、それはあり得ることだろうとは私も思っております。

ただ、それらにつきましては、私も、いずれにいたしましても、十分な警戒感を持ちながら活動を続けなきゃいけません、私もどどのような情報を現に持っているかとか、そのようなあたりにつきましては、これは、大変恐縮でございますが、この場で申し上げることは遠慮をさせていただきたいと存じます。

前原委員

先般の海上保安庁と銃撃を交わした工作船、沈没をしましたね、扇大臣。あれについて、ようやく調査が始まったということであると聞いております。

まず、これは総理がお答えになるのか、どなたでも結構なんですが、政府として、なぜあの船の帰属国の特定をまだやらないんですか。アメリカはあの船は北朝鮮の船であるということを言っているし、この間、アフガン復興会議のときに、あるアメリカの高官とお話をしましたけれども、はっきりドラッグだということを言っていましたね、麻薬だと。この国の特定について、なぜ国として、政府としてはっきりまだ物を申していないのか。

そして、これから麻薬のものについてはふえていこう、防衛庁やあるいは海上保安庁が毅然とした態度をとることになれば、当然、任務遂行のために、そういった工作船の武装度合いというものも逆に高まっていくだろうということを複数の方々がおっしゃっていました。

その船の帰属国の特定、そしてそういう問題について今後防衛庁それから海上保安庁はどう連携をするのか、その点について、まず帰属国の特定、そして海上保安庁、防衛庁の連携について御答弁をいただきたいと思います。

扇国務大臣

前原委員お尋ねのとおり、昨日やっと、ソナーで物体があるということがわかりました。そして、いよいよカメラを入れて、どの程度写るかわかりませんが、確実に、船名があるか、あるいはどのような様子になっているかをカメラでおさめます。そして、その次には、今回は人的に潜って、果たして引き揚げ可能かどうか、そういう手順を順次これから踏んでいきたいと思っておりますけれども、思ったよりも海が穏やかであったことだけは、昨日から本当に私はよかったですと思っております。

今先生が、どこの帰属かなぜ明快にしないんだとおっしゃいますけれども、今まであの沈んだ不審船の周りから取得した浮遊物、百数十点ございます。けれども、それらの中、そして遺体が二体、それぞれ、北朝鮮のものの浮き袋であったり、あるいはキャンデーがあったり、たばこがあったり、いろいろございますけれども、逃走途中には中国の国旗も上げてみた。

だけれども、それがどれが本当なのか、正直申し上げて判断するに至らないというのが現状ですから、なお明快に、皆さん方の御協力を得て、また自衛隊の皆さん方の応援も得て、どこまで引き揚げて検査ができるか、今鋭意努力しているところでございます。

前原委員

もう時間になりましたので、来ていただいた方、申しわけないのですが、最後に総理にお尋ねをいたします。

悪の枢軸という発言をアメリカがしましたね。そして、その中に北朝鮮が入っているということについて、政府としてそれをどう受けとめるのかということと、先ほど扇大臣が、情況証拠は挙がっているけれども、まだ特定するに至っていないということを言われましたが、これは、情況証拠が整って特定することになったら、国民にすべて情報公開をして、ちゃんとその説明をしてくれるのかどうか。

その二点について、御答弁いただきたいと思います。

小泉内閣総理大臣

ブッシュ大統領の悪の枢軸発言については、これはテロに対して毅然たる決意を表明したものであって、そういう中での北朝鮮に対するいろいろな懸念を示したものであると思いますが、かといって、話し合いの道を閉ざしたものではありません。

また、日本としても、北朝鮮に対しては、正常化交渉、拉致問題を含めまして、粘り強く進めていく、この方向には、今まで変わっているわけではございません。

また、現在の不審船問題につきましても、鋭意、特定すべく調査中でありますので、調査結果は国民に公表したいと思っております。

前原委員

終わります。

津島委員長

これにて前原君の質疑は終了いたしました。